

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

大分厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年12月から62年9月までを20万円、同年10月から平成元年11月までを19万円、同年12月から2年2月までを20万円、同年3月から同年11月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から平成3年1月1日まで
② 平成3年11月1日から4年10月1日まで

私は、昭和56年10月からA社に勤務し、当時から報酬月額は20万円であったが、両申立期間について、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

両申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、申立人が保管する昭和61年分から平成2年分までの所得税の確定申告書の写しから推認できる厚生年金保険料額から、昭和60年12月から62年9月までは20万円、同年10月から平成元年11月までは19万円、同年12月から2年2月ま

では20万円、同年3月から同年11月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の確定申告書の写しにおいて推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書の写しにおいて推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和56年10月から60年11月までの期間及び平成2年12月並びに申立期間②については、申立人が主張する報酬月額が支給されていた事実を確認又は推認することができない上、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち昭和56年10月から60年11月までの期間及び平成2年12月並びに申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和39年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和39年9月から40年4月までの期間を3万6,000円、同年5月及び同年6月を4万2,000円、同年7月から同年11月までの期間を5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月7日から40年12月1日まで

私は、昭和39年5月にA社（現在は、B社）C事業所に正社員として入社し、途中で会社の名称がB社に変わった後も平成6年9月末までの期間において継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の当該事業所に係る一つ目の厚生年金保険記号番号が、資格取得日を昭和39年9月1日として、同年9月29日に払い出されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿には、昭和39年9月29日付けで当該事業所の32人（申立人を含む。）に厚生年金保険記号番号が払い出されているが、当該32人の「備考」欄には、「←取消→」との記入があるものの、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。このため、当該32人について調査をなしたところ、回答が得られた複数の同僚は、いずれも、「A社から、被保険者資格取得取消に係る説明等は受けていない。」旨供述しており、このような処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格に係る有効な取消処

理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

2 当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年 12 月の標準報酬月額の記録、及び申立人と同職種の同僚の当該被保険者原票の 39 年 9 月、40 年 5 月、同年 7 月の標準報酬月額の記録から、39 年 9 月から 40 年 4 月までの期間を 3 万 6,000 円、同年 5 月及び同年 6 月を 4 万 2,000 円、同年 7 月から同年 11 月までの期間を 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、昭和 39 年 5 月 7 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「試用期間が約 3 か月間あり、試用期間後に厚生年金保険料の控除が始まった。」と供述しており、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る前述の払出簿（一つ目の厚生年金保険記号番号が払い出されたときのもの）において、申立人に係る被保険者資格取得日は、昭和 39 年 9 月 1 日とされている。

これらのことから判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月 7 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 803

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和39年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和39年9月から40年9月までの期間を2万4,000円、同年10月及び同年11月を3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から40年12月1日まで
私は、昭和39年5月にA社（現在は、B社）C事業所に正社員として入社し、D職として勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の当該事業所に係る一つ目の厚生年金保険記号番号が、資格取得日を昭和39年9月1日として、同年9月29日に払い出されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿には、昭和39年9月29日付けで当該事業所の32人（申立人を含む。）に厚生年金保険記号番号が払い出されているが、当該32人の「備考」欄には、「←取消→」との記入があるものの、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。このため、当該32人について調査をなしたところ、回答が得られた複数の同僚は、いずれも、「A社から、被保険者資格取得取消に係る説明等は受けていない。」旨供述しており、このような処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和39年9月1日に厚生

年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年12月の標準報酬月額の記録、並びに申立人と同年代の同僚の当該被保険者原票の39年9月及び40年10月の標準報酬月額の記録から、39年9月から40年9月までの期間を2万4,000円、同年10月及び同年11月を3万6,000円とすることが妥当である。
- 3 申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年9月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「試用期間が約3か月間あり、試用期間後に厚生年金保険料の控除が始まった。」と供述しており、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る前述の払出簿（一つ目の厚生年金保険記号番号が払い出されたときのもの）において、申立人に係る被保険者資格取得日は、昭和39年9月1日とされている。

これらのことから判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 1 日から 51 年 1 月 23 日まで
② 昭和 53 年 10 月 25 日から 55 年 5 月 13 日まで

私は、申立期間①についてはA社で正社員のB職として勤務し、申立期間②についてはC社に勤務した。

両申立事業所について公共職業安定所で調べてもらったところ、雇用保険の被保険者記録があったので、会社は厚生年金保険にも加入させてくれていたはずである。

「厚生年金加入記録のお知らせについて」では両申立期間についての厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、社会保険事務所（当時）で調べてもらったが、両申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、申立期間①について、A社で正社員のB職として勤務したと主張しているところ、申立人を記憶する複数の同僚は、「申立人はA社の下請け業者であるD事業所の従業員で、A社の正社員ではなかった。」旨を供述しており、申立人のA社における正社員としての勤務実態を確認することができない。

また、D事業所の事業主であった者は、「申立人の給与はD事業所から支払っていた。当時、D事業所は厚生年金保険の適用事業所として届け出ておらず、厚生年金保険には加入していない。」旨を供述しているところ、事業所番号等索引簿により、D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、オンライン記録において、申立人及びD事業所の事業主であった者の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立人がA社の正社員であれば厚生年金保険の加入手続を行っていたはずである。申立人に厚生年金保険の被保険者記録が無いということは下請けの方ではないかと推測される。」と供述しており、同社の現場責任者であったとする同僚は、「当時、現場にはE職やF職、又は下請けの方などもおり、そのような者については厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と供述している。

加えて、A社は既に閉鎖され、当時の事業主は、「火災により賃金台帳等は焼失し、当時のことは不明。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除等について確認できる関連資料は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、C社は、昭和56年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同僚11人（申立人が記憶する同僚を含む。）は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間②を通じて国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、前述の同僚11人のうち9人も厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前までの期間において国民年金に加入しており、このうち5人については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。なお、当該同僚らは、「C社で厚生年金保険に加入する以前の期間については自分で国民年金に加入していた。」「入社した当初、C社は厚生年金保険に加入しておらず、後に厚生年金保険の加入手続を行ったことを覚えている。」とそれぞれ供述している。

加えて、C社は既に閉鎖され、保険料控除等を確認できる関連資料等はないものの、当時の事業主は、「申立期間②において当社は社会保険に加入しておらず、申立てどおりの届出、保険料控除、保険料納付については行っていない。」と回答している。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 41 年 2 月 16 日まで

私は、A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間について、退職後に脱退手当金を受給したとされているが、受給した記憶は無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険整理番号の前後 40 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 41 年 2 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 10 人については資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、当該受給が確認できる複数の同僚は、「私は退職する際に会社から脱退手当金の説明を受け、手続した記憶がある。」旨をそれぞれ供述しており、B社も、「退職時に従業員へ脱退手当金の説明を行い、代理請求を行っていた。なお、社会保険事務所（当時）から書類を預かり、本人が記入後に集約し、社会保険事務所に提出していた。」と回答しているところから、申立人についても事業主による代理請求がなされた状況がうかがえる。

さらに、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱*」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給金額は法定支給額と一致しており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月5日から25年6月5日まで

私は、申立期間において、A事業所で正社員としてB業務に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録が見当たらず、事業所番号等索引簿においても厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない。

また、申立人と一緒に勤務したとする同僚については、申立期間におけるA事業所の厚生年金保険の被保険者記録をオンライン記録により確認することができない。

さらに、A事業所の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「A事業所で勤務した。」としているが、申立人が一緒に勤

務していたとする同僚は、「申立人とはC業務を行っていたD事業所で一緒に勤務した。」と供述しているところから、念のため、D事業所について調査をなしたが、D事業所も所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録が見当たらず、事業所番号等索引簿において、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、オンライン記録において、申立人及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

大分厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 5 月 31 日まで

私は、事業主であった私の元夫と一緒にA社B事業所を経営していた。申立期間当時、私と私の元夫は、合わせて役員報酬が50万円あり、私は20万円、私の元夫が30万円を受け取っていた。

しかし、厚生年金加入のお知らせにおいて、当時の標準報酬月額が9万8,000円とされていることに納得いかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されているとして申し立てているが、保険料控除額等を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、商業登記簿謄本により、当時、A社の役員であったことが確認できる者について、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録を検証したところ、申立人の標準報酬月額だけが低額に届けられている状況は見受けられない上、申立人の標準報酬月額について遡って訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、商業登記簿

謄本により、申立人は申立期間を含む昭和 47 年 9 月 11 日から 50 年 5 月 27 日までの期間において、A 社の監査役であったことが確認でき、同社 B 事業所の事業主である申立人の元夫は、「申立人が経理担当者であった。」と供述している上、複数の同僚は、「申立人が A 社 B 事業所を実質的に経営していた。」と供述していること等から判断すると、申立人は特例法第 1 条第 1 項ただし書に該当する立場にあったと認められる。

これらのことから、申立人の標準報酬月額が低額に届けられていると認めるに足る資料はない上、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月8日から2年1月4日まで
② 平成2年1月4日から5年3月1日まで

私は、平成元年1月8日にA社に入社し、B業務に従事した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②について、標準報酬月額は11万円と記録されているが、基本給13万円に諸手当を加えた給与額が支給されるという契約であり、給与の総額は18万円あったと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が所持する平成14年分退職所得の源泉徴収票及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は申立期間①において国民年金の第3号被保険者期間となっていることが確認できるところ、申立人の夫の勤務先の事業所が保管する平成元年分年末調整個人別明細表及び健康保険被扶養者(異動)届から、申立人は申立期間①において申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定を受けており、平成2年1月1日に「就職」を理由に申立人の夫の健康保険の被扶養者に該当しなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

ところで、申立人から提出された給与明細書によれば、申立人は申立期間②のうち、平成4年10月及び同年11月について、オンライン記録に収録されている標準報酬月額よりも高い金額の給与を支給されているが、当該給与明細書において、当該期間に控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録に収録されている標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成4年10月及び同年11月を除く期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、オンライン記録から、A社は平成5年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「会社は既に解散しており、当時の書類も保管していないため、社会保険事務所（当時）へ届け出た報酬月額や給与から控除していた厚生年金保険料の控除額等について分からない。」旨を供述しており、当時の賃金台帳等も確認できない。

加えて、オンライン記録において、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した男性被保険者の標準報酬月額は13万4,000円、女性被保険者の標準報酬月額は11万円と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまでの期間においてその金額は同一であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間においてA県B市に所在したC事業所に勤務していたが、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、C事業所は、昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、昭和 30 年 4 月に申立人と入れ替わりでC事業所に勤務したとする同僚は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同日以前の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、その他の同僚についても、前述の被保険者名簿において、昭和 30 年 9 月 1 日以前の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 30 年 9 月 1 日となっている前述とは別の同僚については、死亡及び居所不明のために連絡が取れず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。